

【大使館からのお知らせ】 3月27日からパスポート（旅券）の申請手続きが変わります。

令和5年3月10日
在シンガポール日本国大使館

お持ちになっているパスポートをご確認ください。本年3月27日から、パスポートの申請手続きの一部が以下のとおり変更されます。

1 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！〈重要〉

パスポートのビザページ（査証欄）を追加する増補制度が廃止になります。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

特に、近隣国へ頻繁に出入国をされている方は、ビザページの残りが少なくなっている場合がありますので、お持ちになっているパスポートをご確認ください。

2 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、パスポートの記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。

【有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

3 申請書の様式が変更！

本年3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

【ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書はこちら
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>) から】

4 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

【本年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます】

※ 上記の変更に合わせて、オンラインでのパスポート申請が可能となります。当初はお問合せなどが多く寄せられ、対応に遅れがでる可能性もありますので、上記変更についてご確認をお願いします。
なお、パスポートのオンライン申請方法などについては、近日中にお知らせいたします。

(以上)